

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から50年3月まで

申立期間当時、私は市役所や金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していた。当時、会社に勤める夫と結婚し、子どもも生まれ、毎日同じ生活をしており、保険料を納付しなかったことや、国民年金の喪失手続を行った記憶は無く、未納や未加入にされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、市役所や金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、市役所の当時の取扱いなどから特に不自然な点は無く、申立人の夫も当時の申立人の納付状況について、申立人と同様の証言をしている。

また、申立人は、昭和47年4月から同年9月までの保険料を現年度納付し、同年12月9日には20歳になった46年\*月から47年3月までの保険料を過年度納付していたことが確認できるところ、申立人の夫は、結婚前の40年から平成18年までの40年余りにわたって、A市内の同一会社に勤務し、申立期間当時においても保険料を納付するだけの十分な資力があつたものと推認できる上、申立人は申立期間から現在まで同じ住所であり、生活状況の変化もうかがわれないことから、申立期間において過年度保険料を納付しながら、それまで納付していた現年度保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間の途中で国民年金被保険者資格の喪失手続を行った覚えはないと述べているところ、記録では昭和48年4月1日に申立人の強制加入の被保険者資格が喪失した記録になっている。このことについてA市役所は、「強制加入被保険者は、被用者年金加入以外に資格喪失することは無い。」と回答しているところ、申立人は被用者年

金に加入したことが無く、当該被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

平成3年9月にA市から実家のあるB町に帰郷し、申立期間の保険料を分割して全額納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月から同年7月頃にB町に払い出されていることから、申立人はB町に帰郷した頃に加入手続を行ったものと推察され、加入手続時点において申立期間は過年度納付が可能である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間及び平成3年度の納付済期間の分を納付するのに必要な保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、国民年金に加入以降未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられることから、19 か月と比較的短期間である申立期間を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 5 月から A 職場の B 職として働き始めたが、厚生年金保険加入の対象ではなかったため、すぐに国民年金の加入手続をした。加入手続の際に免除の相談をしたところ、父親と同世帯につき免除に該当しない旨説明されたが、その際の窓口職員への対応が不快だったことや、親に迷惑を掛けたくないとの思いから自分で納付しようと思い、ずっと国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 14 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、加入期間に未納が無いことから納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人の母親及び A 職場を管理していた事業所職員の証言からも、申立期間の保険料を納付していたとする時期において、申立人は A 職場で B 職として勤務していたことが推認され、申立人の供述に不自然さは見受けられない。

さらに、申立人は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 7 月から同年 8 月にかけて加入手続したものと推認され、加入手続時点においては申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であり、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。